

#### ④固定資産税の軽減

中小企業などの税負担を軽減するため、中小企業者などが保有する事業用家屋および償却資産に係る令和3年度の固定資産税を事業収入の減少幅に応じて、ゼロまたは2分の1とします。

- 対象者
  - ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
  - ・資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
  - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※大企業の子会社などは対象外です。

- 対象となる資産
  - ・事業用家屋（居住用家屋は対象外）
  - ・償却資産（全ての償却資産が対象）
- その他
  - 申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



#### ⑤国民健康保険および後期高齢者医療制度被保険者に対する傷病手当金の支給

感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

- 対象者 次の要件に全て該当する方
  - ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
  - ②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
- ※帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。
- ③休んだ期間について給与などがもらえないこと

- ④4日以上休んでいること
- 支給内容 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります

○適用期間  
令和2年1月1日から12月31日まで

- その他
  - 申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



#### ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予申請

所得が一定以下になる見込みであれば、国民年金保険料の免除・猶予を受けることができます。また、学生の方は、収入が相当程度まで下がった場合、学生納付特例を受けることができます。

- 対象者 次の要件に全て該当する方
  - ・感染症の影響により収入が減少した方
  - ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金免除基準相当になることが見込まれる方
- ※令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費などを控除し算出します。

※免除などの判定については、配偶者および世帯主についても審査の対象となります。

- 必要なもの
  - 印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書（学生納付特例のみ）

- その他
  - 申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、国民年金機構ホームページをご覧ください。



- 申込み・問合せ 千 099-1498 訓子府町東町 398 番地 訓子府町役場
  - ・①「国民健康保険税の減免」、②、④、⑥に関すること  
町民課 ☎ 47-2203 ・税に関すること ☎ 47-2193 役場1階 窓口1番
  - ・①「後期高齢者医療制度、介護保険料の保険料の減免」、③、⑤に関すること  
福祉保健課 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番

※感染拡大防止のため、できるだけ電話でお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 特例制度の概要

広報くねっぶ6月号や町ホームページで紹介しています各種の特例制度について、再度お知らせします。詳しい内容については、各担当課までお問い合わせください。

### ①国民健康保険税および後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免

次の要件を満たす方（被保険者）は、保険料（税）が減免となります。

#### (1)保険料（税）を全額免除

感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

#### (2)保険料（税）の一部を減額

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方

※介護保険料については、①と③に該当する方が対象です。

- 主たる生計維持者が
  - ①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて

- 10分の3以上減少する見込みであること
- ②令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料（税）  
令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）

- その他
  - 申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

国民健康保険税の減免について



後期高齢者医療制度の保険料の減免について



介護保険の保険料の減免について



### ②地方税の徴収猶予

事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予（納期限の延長）を受けることができます。

#### ○対象者 次の要件に全て該当する方

- ①令和2年2月以降の任意期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少していること
- ②一時的に納付し、または納入を行うことが困難であること

#### ○対象の地方税

令和2年2月1日から令和3年2月1日までの間に納期限がある地方税（個人住民税、固定資産税などすでに納期限が過ぎている未納分を含みます）

#### ○その他

申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



### ③後期高齢者医療制度の保険料の徴収猶予

収入が減少し、後期高齢者医療制度の保険料の納付が困難な方は、納付の猶予が受けられる場合があります。徴収猶予はあくまで一定期間納付を猶予する制度であり、保険料を減免するものではありませんので、ご注意ください。

#### ○対象保険料

令和2年2月1日から令和3年2月1日まで

の間に納期限がある保険料

#### ○その他

申請方法や詳しい内容については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。（対象となるかどうかはご相談ください）

